

■ 審議会 > 川井地域振興会議

所掌事項

地域課題の解決に関する事項その他市長が必要と認める事項を協議し、総合事務所は、地域振興会議において協議された内容を参考として、各総合事務所の運営及び地域の振興を図るものとする。

設置根拠

宮古市地域振興会議設置要綱（宮古市告示第202号）

設置年月日

R7.4.1

委員定数

12名以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R7.7.7

現任委員任期満了日

R9.7.6

担当課

川井総合事務所

TEL : 0193-76-2111 内線 6415

FAX : 0193-76-2042

E-mail : kawai-shisho@city.miyako.iwate.jp

備考